

令和4年度

第2回水戸市文化財保護審議会

日 時 令和4年11月2日（水曜日）

午後2時00分から

場 所 本庁舎4階 政策会議室

議 題

1 審議事項

- (1) 市指定文化財指定候補物件の諮問について（非公開）
- (2) 市指定文化財指定候補物件の調査について（非公開）
- (3) 市地域文化財認定候補物件の諮問について（非公開）

2 報告事項

- (1) 県指定文化財「木造 十二神将像」の申神将像の修理について（公開）

3 その他（公開）

水戸市文化財保護審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	団体名・役職名等	任 期
会 長	大津 忠男	鹿島神宮文化研究所所長	令和4年2月5日から 令和6年2月4日まで
副会長	永井 博	茨城県立歴史館特任研究員	
委 員	黒澤 彰哉	水戸市史跡等整備検討専門委員	
	栗原 邦俊	六地藏寺住職	
	田所 清敬	八幡宮宮司	
	田中 裕	茨城大学人文社会科学部教授	
	藤本 陽子	水戸市立博物館協議会委員	
	安 昌美	茨城生物の会理事	
	安田 一男	文化財建造物保存技術協会技術 参与	
	由波 俊幸	茨城県立歴史館課長代理兼首席 研究員	

教育委員会出席者名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 名	
小川 邦明	教育部参事兼歴史文化財課長兼世界遺産推進室長	
関口 慶久	教 育 部 歴 史 文 化 財 課	副参事兼課長補佐兼内原郷土史義勇軍資料館長
鈴木 雅人		博物館長
薄井 俊平		文化財係長
藤尾 隆志		世界遺産推進室世界遺産係長
柿澤 晟也		文化財係主事
庄司 優		文化財係会計年度任用職員

審議事項(1) 市指定文化財指定候補物件の諮問について（非公開）

審議事項(2) 市指定文化財指定候補物件の調査について（非公開）

審議事項(3) 市地域文化財認定候補物件の諮問について（非公開）

報告事項(1) 県指定文化財「木造 十二神将像」の申神将像の修理について (公開)

1 文化財概要

種 別	彫刻
名称及び員数	木造 十二神将像 12 軀
所 在 地	水戸市元吉田町 682 番地
所 有 者	宗教法人薬王院

2 経緯及び現状

令和 4 年度	<p>7月, 所有者から, 申神将像の持物(矢)にき損が生じているとの連絡があり, 同日, 事務局が現地調査を行う。以下に所見を記す。</p> <p>申神将像の持物(矢)の折損に伴う脱落, 落下の衝撃による鏃の欠失が生じている。折損の原因は, 令和4年3月16日に発生した震度5弱の地震の振動か, 又は同年4月19日に発生した震度4の地震の振動と思われる。</p> <p>元々, 像は右手に矢筈側を, 左手に鏃側を取り, 両手で矢を保持する形であったが, 矢柄と矢羽根の継ぎ目あたりで折れており, 折れた矢は須弥壇上に落下し, 着地の衝撃で鏃が外れ, 逸失したものと考えられる。</p> <p>現状, 右手に矢羽根部が残り, 矢柄は台座上に安置されている。矢羽根部は右手と何らかの方法で繋がっている様子が見え, 取り外すことができない。昭和53~55年度に行った十二神将像全体の美術院による修理の中で, 本像は両手と矢を新補しているため, 少なくともそれ以降に繋がったものと考えられる。矢柄の鏃側端部は, 糊状の接着剤(ニカワか)が付着しており, 鏃はこの接着剤で矢柄に固定されていたものと思われる。鏃は須弥壇上, 須弥壇周囲になく, 須弥壇の板張りの隙間から須弥壇内部に入り込んでしまった可能性も考えられる。</p>
	<p>9月, 再度現地調査を行ったところ, 逸失したものと思われた鏃が, 須弥壇板張りの隙間に挟まっている状態で発見される。慎重に取り出し, 鏃の形を保っていることを確認する。</p>
	<p>10月, 栃木県鹿沼市の仏像修理業者・三乗堂が修理を実施。【別紙資料3】</p>

○水戸市文化財保護審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第50号

水戸市文化財保護審議会条例（昭和51年水戸市条例第29号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 文化財の保存及び活用について調査，審議するため，水戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は，水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を調査，審議する。

- (1) 文化財の保存に関すること。
- (2) 文化財の活用に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 審議会は，文化財の保存及び活用に関し必要な事項について教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 審議会は，関係機関の役職員及び学識経験者のうちから，教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は，審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

- 2 審議会は，委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は，教育委員会において行う。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この条例は，平成4年10月1日から施行する。

○「水戸市指定文化財」指定答申基準

水戸市文化財保護条例（昭和 51 年 10 月 1 日水戸市条例第 28 号）に基づく文化財の指定は次の基準により行う。

第 1 水戸市指定有形文化財

次に掲げる有形文化財のうち、本市又は本市を含む地域（以下「地域」。）を理解する資料として公開及び学術研究等に活用が可能なもので、次の各号のいずれかに該当するもの

1 建造物

- (1) 各時代又は類型の典型となるもので、創建又は再建当時の原型をよく残すもの
- (2) 意匠的又は技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派又は地域的特色の顕著なもの
- (6) 建造物及びこれらのものと一体をなしてその価値の形成している土地その他の物件で上記の(1)から(5)のいずれかに該当するもの

2 絵画・彫刻・工芸品

- (1) 各時代の遺品のうち制作が特に優秀なもの
- (2) 文化史上又は美術市場特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、技法等の奠で顕著な特色を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派等を代表する顕著なもの
- (5) 地域に関連のある作家の代表作と認められるもので、学術上意義のある資料となるもの
- (6) 渡来品で特に意義のあるもの

3 書籍・典籍

- (1) 書籍類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、文化史上又は書道史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で、文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち写本類（版木を含む）は、文化史上又は印刷史上貴重なもの
- (4) 書籍類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で特に意義のあるもの

4 古文書

- (1) 古文書類は、歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵画、系図類を含む）は、その原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術的価値の高いもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の

高いもの

(5) 渡来品で特に意義のあるもの

5 考古資料

(1) 政治，経済，社会，文化，科学技術等，歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち特に学術的価値の高いもの

(2) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で，歴史的又は系統的にまとまって伝存し，特に学術的価値の高いもの

(3) 渡来品で特に意義のあるもの

第2 水戸市指定無形文化財

次に掲げる無形文化財のうち，地域を理解する資料として公開及び学術研究等に活用が可能なもので，次の各号のいずれかに該当するもの

1 芸能

(1) 芸術的価値の特に高いもの

(2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの

(3) 流派又は地域的特色が顕著なもの

2 工芸技術

(1) 芸術的価値の特に高いもの

(2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの

(3) 流派又は地域的特色が顕著なもの

第3 水戸市指定有形民俗文化財

1 次に掲げる有形民俗文化財のうち，その形態，制作技法，用途等において地域の基盤的な生活文化の特色及び歴史的変遷を示すもので特に重要なもの

(1) 衣食住に用いられるもの

(2) 生産，生業に用いられるもの

(3) 交通，運輸，通信に用いられるもの

(4) 交易に用いられるもの

(5) 信仰に用いられるもの

(6) 社会生活に用いられるもの

(7) 民俗知識に関して用いられるもの

(8) 民俗芸能，娯楽，遊戯に用いられるもの

(9) 人の一生に関して用いられるもの

(10) 年中行事に用いられるもの

第4 水戸市指定無形民俗文化財

風俗習慣及び民俗芸能のうち，次のいずれかに該当し，特に重要なもの

(1) 由来，内容等において地域の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(2) 年中行事，祭礼，法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(3) 芸能の発生又は成立を示すもの

(4) 芸能の変遷の過程を示すもの

(5) 地域的特色を示すもの

第5 水戸市指定史跡

次に掲げるもののうち、歴理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚，集落跡，その他生活に関する遺跡
- (2) 国郡庁跡，城館跡，戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内，その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校，研究施設，文化施設，その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設，その他社会事業に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設，治山・治水施設，生産施設，その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 古墳，墳墓並びに碑
- (8) 旧宅，園池，井泉，樹石及び特に由緒のある場所

第6 水戸市指定名勝

次に掲げるもののうち、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の特に高いもの、自然的なものにおいては、風致景観が特に優れ名所となっているもの、あるいは、その形成過程が学術的に意義のあるもの

- (1) 公園，庭園
- (2) 橋梁，坂道，堤防等
- (3) 多くの種類の動物が生息する場所
- (4) 多くの種類の植物が生育する場所
- (5) 岩石，洞穴
- (6) 溪谷，瀑布，溪流，深淵
- (7) 湖沼，湿原，浮島，湧泉
- (8) 温泉
- (9) 丘陵，河川
- (10) 展望地点

第7 水戸市指定天然記念物

次に掲げるもののうち、わが国又は地域の自然を記念するもので、次の各号のいずれかに該当し学術上特に貴重なもの

1 動物

- (1) 地域特有の動物とその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその自生地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群集
- (4) 地域にとって特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木，巨樹，畸形木，栽培植物の原木，並木，社寺叢及びその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその自生地
- (3) 自然環境における特有の植物又は植物群落
- (4) 地域にとって貴重な植物の標本

3 地質鉱物

- (1) 岩石，鉱物及び化石の算出状態
- (2) 地層の整合，不整合，褶曲及び衝上等
- (3) 地震断層等の地塊運動に関する現象
- (4) 生物の働きにより形成された岩石，又は浸食された岩石
- (5) 洞穴，鍾乳洞等
- (6) 温泉又は沈殿物とその分布区域の保護
- (7) 風化及び浸食による景観の優れたもの
- (8) 特に重要な岩石，鉱物及び化石の標本
- (9) 地域の特色を示す地質現象を保持するもの

○水戸市地域文化財認定活用事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、本市の区域内に存する、地域で守り伝えられてきたかけがえのない文化財を水戸市地域文化財として認定することにより、市民が地域に対して誇りと愛着を持つとともに、認定した文化財を将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくことができるような環境を醸成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能並びにこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(要件)

第3条 水戸市地域文化財の要件は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市民等の推薦があるものとする。

- (1) 本市の区域内に存するもの。ただし、無形文化財及び無形の民俗文化財はこの限りではない。
- (2) 地域が守ってきたもの又は地域を知るうえで必要なもの
- (3) 所有者等（有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物における所有者又は権原に基づく占有者及び管理責任者をいう。以下同じ。）又は保持者等（無形文化財及び無形の民俗文化財における保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。）をいう。以下同じ。）が明確であるもの
- (4) 成立後おおむね50年を経過しているもの
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）及び水戸市文化財保護条例（昭和51年水戸市条例第28号）の規定による指定又は登録を受けていないもの

(推薦)

第4条 水戸市地域文化財に推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、前条の規

定に該当すると認められる文化財があるときは、別に定める期間内に水戸市地域文化財認定推薦書（様式第1号）により、必要な書類を添えて、水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に推薦することができる。

- 2 推薦者が所有者等又は保持者等（以下「所有（保持）者等」という。）と異なる場合は、推薦者は、前項に掲げるもののほか、水戸市地域文化財認定同意書（様式第2号）により、所有（保持）者等の同意書を提出するものとする。

（認定）

第5条 教育長は、前条の推薦があったときは、その内容を審査し、水戸市地域文化財に認定することができる。

- 2 教育長は、第3条各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるものについて、水戸市地域文化財に認定することができる。
- 3 教育長は、前2項の規定により認定をするには、水戸市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 教育長は、第1項又は第2項の規定により認定したときは、水戸市地域文化財認定通知書（様式第3号）により、推薦者及び所有（保持）者等に通知するものとする。

（助言）

第6条 教育長は、必要があると認めた場合又は所有（保持）者等からの要請があった場合は、水戸市地域文化財の修理及び日常の保存方法、活用手段に対して適切な助言及び情報提供を行うものとする。

（周知・活用）

第7条 教育長は、認定された水戸市地域文化財を水戸市ホームページ等で広く市内外に周知するものとする。

- 2 教育長は、学校の教育活動、水戸の歴史及び文化財に関するイベント等において、水戸市地域文化財の活用に努めるものとする。

（解除）

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を解除することができる。

- (1) 水戸市地域文化財としての価値を失ったと認められたとき。
- (2) 水戸市地域文化財として第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 所有（保持）者等から認定の解除の申出があったとき。
- (4) その他教育長が解除することが適当と認めたとき。

- 2 前項の規定による認定の解除には、第5条第3項を準用する。

- 3 水戸市地域文化財について、文化財保護法、茨城県文化財保護条例又は水戸市文化財保護条例により指定又は登録があったときは、当該水戸地域文化財は解除されたものとする。

- 4 教育長は、第1項の規定により認定を解除したときは、水戸市地域文化財認定解除通知書（様式第4号）により、所有（保持）者等に通知するものとする。

（所有者等の変更）

第9条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財について次の各号のいずれかに変更があった場合は、水戸市地域文化財変更届（様式第5号）により、速やかに教育長に届け出

るものとする。

(1) 所有（保持）者等に変更（名義変更を含む。）があったとき。

(2) 所有（保持）者等が住所を変更したとき。

(3) 水戸市地域文化財の所在地を変更したとき。

（修理等の届出）

第 10 条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財の修理若しくは現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、あらかじめ水戸市地域文化財修理届（様式第 6 号）により、教育長に届け出るものとする。

（滅失の届出）

第 11 条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財の全部若しくは一部が毀損し、これを亡失し、又は盗難にあった場合は、速やかに水戸市地域文化財滅失（毀損・亡失・盗難）届（様式第 7 号）により、教育長に届け出るものとする。

（経費の負担）

第 12 条 水戸市地域文化財の修理、復旧その他の管理の経費は、当該文化財の所有（保持）者等の負担とする。

（補則）

第 13 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

1. 概要

修理日程	2022年10月18日
名称	木造十二神将 申神
修理対象	持物（矢）
指定文化財の種別	茨城県指定有形文化財
所有者	吉田山薬王院
所在地	吉田山薬王院 〒310-0836 茨城県水戸市元吉田町 682
修理者	一般社団法人三乗堂 井村香澄
施工場所	薬王院本堂内

2. 修理方針・作業内容

本体から脱落した持物を元の場所に固定できるよう、**接着**作業を行う。

- ① **湿式クリーニング** 脱落した矢柄と鏃の断面には近年の応急修理の際に使われた膠が厚く残り接着を妨げていたため、エタノールと精製水の混合液（1：1）を綿棒にしみこませ除去した。取り切れない部分は刃物で除去した。
- ② **接着・組付け** 矢羽根と矢柄、矢柄と鏃それぞれの断面に頭を落とし短くした「仮止め釘」を設け、膠水（50%）で接着した。

〈修理に用いた材料一覧〉

- ・無水エタノール 〈健栄製薬株式会社〉
- ・精製水 〈健栄製薬株式会社〉
- ・膠 〈商品名：三千本和膠「飛鳥Ⅲ」 株式会社堤浅吉漆店取り扱い〉
- ・仮止め釘 〈サイズ：K-1L 株式会社ダイドーハント〉

3. 所見

● 持物について

本像の持物と両手首より先は、昭和53～55年度に国宝修理所美術院によって行われた十二神将像全体の修理で補われたものである。今回3部材に分かれた矢羽根、矢柄、鏃はもともと一材からなるか。

手元に残った矢羽根部分は釘（真鍮か）で掌の中で固定されていたため、そこをきっかけに折損していた。今回の処置では掌に残った釘を矢羽根、矢柄で挟み込みながら膠で接着を行ったが、柄の径に対して釘が太すぎるため本格修理の際には細いものへの取り換えを検討されたい。

鏃と矢柄は近年の膠接着が切れ脱落していた。本格修理の際には麦漆などで、より強固な接着を検討されたい。

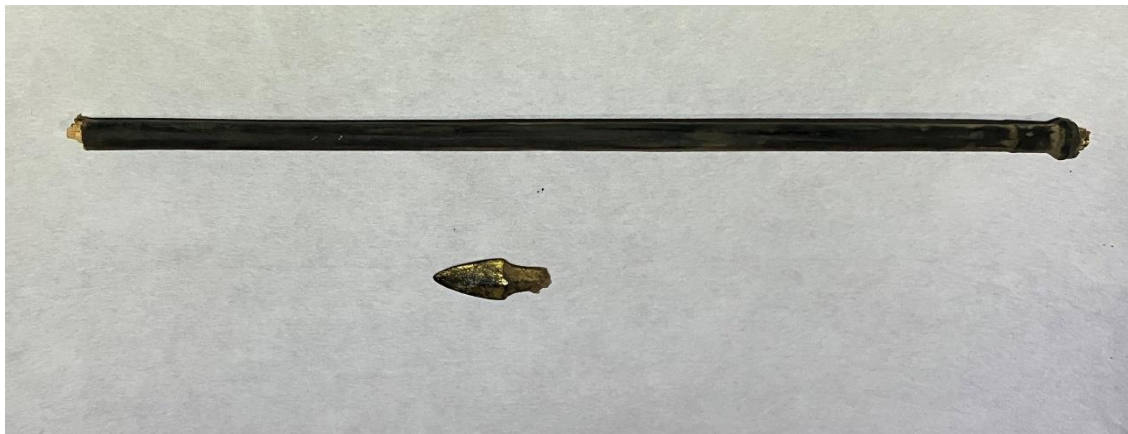
修理前後写真 部分



[図 1]修理前 (上半身・矢羽根のみ)



[図 2]修理後 (上半身・弓全体)



[図 3]修理前 (矢柄、鏃)